

2021年8月11日

全国人事委員会連合会  
会長 青山 侑 殿

公務労組連絡会  
議長 桜井 眞吾

全国自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 桜井 眞吾

全日本教職員組合  
中央執行委員長 宮下 直樹

## 地方人事委員会の勧告に関する要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

人事院は8月10日、国家公務員一般職の給与にかかわって、給与勧告と報告を内閣と国会に対して行いました。

現在も、新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応で現場の最前線で正規職員も非正規職員も奮闘しています。しかし昨年以上にこれに報いるどころか冷や水を浴びせるような勧告は到底許すことができないものです。

いま、新型コロナ危機の下で民間でも非正規労働者の多くが職を失い、労働者全体の実質賃金が減少しています。景気の回復や地方経済活性化のためにも地方公務員・教職員の賃金改善が強く求められます。同時に、ワクチン接種など新型コロナ対応で現場では多くの職員が長時間過密労働、過労死ラインで働かざるを得ない状況にあります。業務量に見合った人員増と体制強化は待ったなしの課題です。

また、中央最低賃金協議会が最低賃金を全国一律28円引き上げる目安を答申しており、最低賃金の全国加重平均を下回る公務員高卒初任給や地域別最低賃金を下回る会計年度任用職員の賃金水準を解消するためにも、大幅な賃金改善こそが求められています。

今後、各地の人事委員会においても、本年の勧告にむけた作業が行われますが、公務員の人材確保が困難な中で賃金や労働条件の改善が必要です。住民のいのちや暮らしを支える公務員の奮闘に応えるためにも、下記要求の実現に尽力されることを強く要請いたします。

### 記

1. 公務員賃金の持つ社会的影響力を考慮し、賃金を改善する勧告をおこなうこと。特に、人事院勧告に追随することなく、一時金を含む改善の給与勧告を行うこと。また、民間よ

りも低い高卒初任給を大幅に引き上げること。

2. 会計年度任用職員等、関連労働者の生活実態をふまえ、「全体の奉仕者」として誇りと尊厳を持って職務に専念できるよう、賃金・労働条件の改善・充実をはかる勧告をおこなうこと。
3. 給料表については生計費原則に立った構造とし、職務による格差の拡大、中高年層の給与の抑制をやめるとともに、初任給改善、号給足伸ばしなど必要な措置を講じること。また、比較対象企業規模を「100人以上」にすること。
4. 定年引き上げにあたっては、生活できる賃金と定年まで働き続けられる職場づくりを保障すること。現行の再任用職員の賃金については、生活を維持するにふさわしく大幅に引き上げること。
5. 職員の誰もが意欲をもって働き、住民に信頼される中立・公正な地方行政を確保する観点から、人事評価制度は能力開発に限定し、評価結果を給与や手当に反映させないこと。
6. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員賃金の適正な水準を確保すること。
7. 誰もが定年まで働き続けられる職場づくりのため、定数増を含む実効ある超過勤務縮減措置を講じるよう勧告すること。また、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。
8. 教職員の長時間過密労働の是正のための実効ある施策を勧告すること。給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しながらも、発生した測定可能な超過勤務に対し労基法第37条にもとづく時間外手当の支給について検討に入ること。
9. 会計年度任用職員等について、正規職員と同等の期末・勤勉手当（相当額）支給等の賃金改善、病気休暇等の有給化などの労働条件の改善、雇用の安定・均等待遇の実現などにむけて必要な対策をおこなうこと。すべての人事委員会が実態把握をおこない、改善措置を勧告すること。
10. 両立支援や不妊治療のための制度等について、正規・非正規の別なく、安心して働き続けられる制度として充実させるよう勧告すること。

以 上